

ENEOSでんき 供給条件説明書

- 本書は、お客さまに当社が電気（商品名「ENEOSでんき」）を供給する際の条件に関する大切な事項を記載し、説明するものです。
- ENEOSでんきのお申込みにあたっては、「ENEOSでんき約款」（以下「電気約款」といいます。）または関連する契約約款に記載の事項をご承認いただき、所定の方法によりお申込みいただきますようお願いいたします。

1 電気のお申込み方法

- インターネットまたは所定のお申込書によりお申込みいただけます。

2 電気の需給開始予定日（詳細は、別途お客さまにお知らせいたします）

- 他の小売電気事業者から当社に電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を切替る場合の需給開始日は、一般送配電事業者（東京電力パワーグリッド株式会社等）をいいます。および新旧小売電気事業者での契約切替手続きが完了した日から、原則として1営業日に2暦日を加えた日以降となります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要な場合は、契約切替手続きが完了した日から、原則として8営業日に2暦日を加えた日以降となります。
- お引越しの場合は、原則としてお客さまがご希望された日が需給開始日となります。なお、ご希望日の有無・前後にかかわらず、お客さまが既に電気の使用を開始している場合は、電気を使用した日にさかのぼって需給開始日といたします。

3 電気料金単価（単価はすべて消費税率8%の税込となります）

〔凡例〕 Aペア=A、キボルトペア=kVA、キワット時=kWh、キワット=kW（以後同じ）

■ 東京5アンペアプラン（関東エリア）

	区分	単価（税込）
最低料金	1契約につき最初の8kWhまで	231円55銭
電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	19円51銭

■ 東京Vプラン（関東エリア）

	区分		単価（税込）
	契約電流	10Aにつき (15Aの場合)	
基本料金	契約電流	10Aにつき (15Aの場合)	280円80銭 421円20銭
	契約容量	1kVAにつき	280円80銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		19円52銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		24円09銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		25円75銭

■ Aプラン（関東エリア）【新規のお申込み受付は行っていません】

	区分	単価（税込）	
基本料金	契約電流	10Aにつき (15Aの場合)	280円80銭 421円20銭
	契約容量	1kVAにつき	280円80銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		20円76銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		23円26銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		25円75銭

■ 動力プラン（関東エリア）【新規のお申込み受付は行っていません】

	区分	単価（税込）	
基本料金	契約電力1kWにつき	950円40銭	
電力量料金	第1段階使用電力量 ^{※1} までの1kWhにつき	夏 季 ^{※2}	16円77銭
		その他季 ^{※2}	15円22銭
	第1段階使用電力量 ^{※1} をこえる1kWhにつき	夏 季 ^{※2}	18円59銭
		その他季 ^{※2}	18円48銭

■ 東京動力プラン（関東エリア）

	区分	単価（税込）	
基本料金	契約電力1kWにつき	993円60銭	
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏 季 ^{※2}	17円06銭
		その他季 ^{※2}	15円51銭

■ 中部Aプラン（中部エリア）

	区分	単価（税込）
最低料金	1契約につき最初の8kWhまで	253円80銭
電力量料金	上記をこえる1kWhにつき	20円67銭

■ 中部Bプラン（中部エリア）

	区分		単価（税込）
	契約電流	10Aにつき (15Aの場合)	
基本料金	契約電流	10Aにつき (15Aの場合)	280円80銭 421円20銭
	契約容量	1kVAにつき	280円80銭
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		20円47銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		24円32銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		26円01銭

■ 中部Cプラン（中部エリア）

	区分	単価（税込）	
基本料金	契約容量1kVAにつき	280円80銭	
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		20円47銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		24円32銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		26円01銭

■ 中部動力プラン（中部エリア）

	区分	単価（税込）	
基本料金	契約電力1kWにつき	1,015円20銭	
電力量料金	使用電力量1kWhにつき	夏 季 ^{※2}	16円73銭
		その他季 ^{※2}	15円21銭

■ 関西Aプラン（関西エリア）

	区分	単価（税込）	
最低料金	1契約につき最初の15kWhまで	279円82銭	
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまでの1kWhにつき		19円94銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		23円56銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		26円31銭

■ 関西Bプラン（関西エリア）

	区分	単価（税込）	
基本料金	契約容量1kVAにつき	373円24銭	
電力量料金	最初の120kWhまでの1kWhにつき		15円98銭
	120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき		19円30銭
	300kWhをこえる1kWhにつき		21円52銭

■ 関西動力プラン（関西エリア）

	区分	単価（税込）	
基本料金	契約電力1kWにつき	950円40銭	
電力量料金 (従量料金)	使用電力量1kWhにつき	夏 季 ^{※2}	14円35銭
		その他季 ^{※2}	12円90銭

※1：第1段階使用電力量とは、契約電力に110時間を乗じてえた使用電力量をいいます。※2：夏季とは、毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。その他季とは、毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。また、料金の算定にあたっては、料金の算定期間終了日が属する日が「夏季」の場合には夏季料金単価を、当該終了日が属する日が「その他季」の場合にはその他料金単価をそれぞれ適用いたします。なお、中部動力プランおよび関西動力プランにおいても同様といたします。

4 電気料金の算定方法（詳細は、電気約款等をご確認ください）

基本料金 または 最低料金 ^{※3}	+	電力量料金 使用電力量 × 当該電力量 料金単価	±	燃料費調整額 ^{※4} 使用電力量 × 燃料費調整単価	+	再生可能エネルギー 発電促進賦課金 ^{※5} 使用電力量 × 再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価
-----------------------------------	---	--------------------------------------	---	---	---	--

- 割引または特典がある場合、電気料金から割引し、または特典を付与いたします。
- ※3：基本料金は、契約電流、契約容量または契約電力に応じて算定し、最低料金は、最初の15kWhまでの使用電力量に適用いたします。※4：燃料費の価格変動に応じて算定いたします。なお、最低料金の場合は、最低料金分と15kWhをこえる分を別に算定いたします。※5：法令にもとづきお客さまから申し受ける金額となります。

5 計量器等の設置、工事費負担金等相当額（発生した場合のみ）

- 計量器および電流制限器（関西エリアを除く）等の供給設備については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまのご都合により、特に多額の費用を要する場合は、当該費用はお客さまのご負担とすることがあります。
- 需給契約の開始または変更等にもない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき当社が工事費負担金等を請求されたときは、当社は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客さまから申し受けます。

6 お客さまにご負担いただく場合がある費用（発生した場合のみ）

- お客さまが電気料金のお支払期日を経過してもなお、電気料金をお支払いいただけない場合、当社は、お支払期日の翌日からお支払日までの日数に応じて、年利10パーセントの延滞利息をお客さまから申し受けます。
- お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気をご使用され、電気料金の全部または一部のお支払いを免れた場合、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金としてお客さまから申し受けます。
- お客さまのご希望により次の書面を発行するときは、その手数料として、発行する書面1通につき、次の金額（すべて税込）をお支払いいただきます。

ご請求書/ご利用明細書	領収書	お支払証明書
108円	162円	756円

7 電気料金に関する割引、特典またはキャンペーンの概要

にん とく ² 割	東京Vプラン、Aプラン、中部Bプラン、中部Cプラン、関西Aプランまたは関西Bプランを2年単位で継続してご利用いただくことをお約束いただいた場合、ご使用電力量1kWhにつき0.2円（税込）を割引いたします。なお、3年目以降は、ご使用電力量1kWhにつき0.3円（税込）を割引いたします。
ENEOS カード割引 (C・P・S またはニコス)	ENEOSカードでENEOSでんきの料金をお支払いいただくお客さまがENEOSサービスステーションで給油される場合、通常のENEOSカード特典に加えて、ガソリン代、灯油代または軽油代から、1%につき、さらに1円（税込）を割引いたします。ただし、割引対象は、ご契約数または燃料油の種類によらず、ご本人またはご家族のカードでのご利用金額の合算で、毎月150%を上限といたします。なお、割引は、ENEOSカードのご請求時当社が実施するものとし、ENEOSカードでENEOSでんきを最初にお支払いされた検針月の翌月の給油分から適用いたします。

ENEOSカード割引 (CB) シナジーカード割引	対象カードでENEOSでんきの料金をお支払いいただく場合、月々の電気料金から100円(税込)を割引いたします。なお、対象カードでENEOSでんきの料金を最初にお支払いいただいた翌月から割引適用いたします。
でんき・ガス加入特典 (期間限定特典)	2020年3月31日までにENEOSでんきとENEOS都市ガスをあわせてお申込みいただき、ご契約名義、ご使用場所およびお支払方法が同一である場合で、かつ、電気および都市ガス需給契約が成立したのち、2020年6月30日までにENEOS都市ガスの供給を開始した場合には、都市ガス料金等請求額から月額600円(税込)を5ヶ月間(合計3,000円(税込))割引いたします。なお、割引適用は、1電気契約に対し1ガス契約といたします。また、割引額が600円に満たない場合は、6ヵ月目を以降に繰り越し割引いたします。
その他の割引ポイント還元キャンペーン	当社が指定した特別提携クレジットカード、Tポイントその他の割引、ポイント還元またはキャンペーンは、当社ホームページもしくはENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンターにご連絡いただき、内容をご確認いただけます。なお、代理店(媒介者)による割引またはキャンペーンがある場合、当該内容については、裏面の代理店(媒介者)までご確認ください。

8 ご契約電流、ご契約容量、ご契約電力 (詳細は、電気約款等をご確認ください)

契約電流 (A)	東京Vプラン、Aプラン、または中部Bプランの場合のご契約電流は、10A、15A、20A、30A、40A、50Aまたは60Aのいずれかとし、原則としてお客さまのお申し出によって定めます。
契約容量 (kVA)	原則として主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量にもとづき算定いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合は、原則として切替前の契約容量を準用いたします。
契約電力 (kW)	原則として主開閉器の定格電流または契約負荷設備の総容量にもとづき算定いたします。ただし、他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合は、原則として切替前の契約電力を準用いたします。

9 供給電圧、供給電気方式、標準周波数

[凡例] ボルト=V、ワット=Hz

- 供給電圧および供給電気方式は、次のとおりといたします。

東京5アンペアプラン 中部Aプラン	交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトといたします。
東京Vプラン、Aプラン 中部Bプラン、中部Cプラン、 関西Aプラン、関西Bプラン	交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
動力プラン、東京動力プラン 中部動力プラン 関西動力プラン	交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとすることがあります。

- 標準周波数は、原則として関東エリアは50Hz、中部エリアおよび関西エリアは60Hzといたします。

10 最大需電力、最大使用電力、ご使用電力量の計量、料金の算定期間等

- 最大需要電力 (kW) または最大使用電力 (kW) は、スマートメーターにより計量される30分ごとのご使用電力量 (kWh) を2倍してえた値の最大値とし、ご使用電力量 (kWh) は、一般送配電事業者が取り付ける計量器により計量した値といたします。なお、万一、正しく計量できなかった場合等については、お客さまと当社とのご協議をふまえ、当社と一般送配電事業者との協議により定めた値といたします。
- 検針日または計量日は、一般送配電事業者が定めた日とし、検針は、原則として毎月、一般送配電事業者が行います。
- 料金の算定期間は1ヶ月とし、前月の検針日または前月の計量日から当月の検針日または当月の計量日の前日までの期間といたします。なお、需給契約の変更等により、料金の算定期間を1ヶ月とすることができない場合、料金は、日割で算定いたします。
- 料金のお支払義務は、原則として検針日に発生するものとし、お支払期日は、お支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

11 電気料金のお支払方法

- 電気料金のお支払方法は、次のいずれかによります。

クレジットカード	クレジットカードによるお支払いの場合は、ご指定のカード会社の規約にもとづき電気料金をお支払いいただきます。
口座振替	お客さまのご指定のご預金口座から毎月自動的に電気料金をお支払いいたします。なお、口座振替手続きの完了までに1~2ヶ月程度を要することがありますが、この口座振替手続きが完了するまでの間につきましては、振込票 (コンビニエンスストア専用) で電気料金をお支払いいただくことがあります。

12 電気のご使用、保安等にもなうお客さまのご協力

- 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、ご協力をお願いいたします。

- 一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工事にやむをえない場合、または電気の需給上もしくは保安上必要な場合、電気の使用の制限または中止に関してご協力ならびにご理解をお願いいたします。
- 当社または一般送配電事業者が業務上、必要とする場合には、お客さまの土地または建物に立ち入るにご承諾をいただきます。
- 引込線、計量器その他お客さまの電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがある場合は、一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件、設備の設置、変更、修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- お客さまが電気工作物の変更を行った場合には、その旨を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- その他、一般送配電事業者の託送供給等約款の遵守をお願いいたします。

13 需給契約のご契約期間またはご契約期間の更新

- 関東エリアおよび中部エリアの場合のご契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始日の翌年の12月31日までといたします。
- 関西エリアの場合のご契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始日以降1年目の日までといたします。
- ご契約期間満了に先だって需給契約の終了または変更がない場合の需給契約は、ご契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、この場合の電気事業法その他の法令にもとづく供給条件の説明および書面交付は、需給契約の期間に関する事項のみとし、当社の専用ホームページ等に掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、次の「にねん とく²割」の場合のご契約の更新に関するお知らせ方法も同様といたします。
- にねん とく²割の場合のご契約期間およびご契約の更新は、次によります。
 - お客さまが新たな需給契約のお申込みをされた場合、割引適用開始日は、需給契約の需給開始日からとし、割引適用終了日は、需給開始日以降最初の検針日から23ヶ月目の検針日の前日までといたします。
 - 既に当社との需給契約があるお客さまがお申込みされた場合、割引適用開始日は、お申込日の直前の検針日とし、割引適用終了日は、お申込日の直前の検針日から24ヶ月目の検針日の前日までといたします。なお、割引適用期間満了に先立って、お客さまからご契約解約のお申し出、または需給契約のご解約がない場合、割引適用期間満了の日から24ヶ月目の検針日の前日までご契約が自動更新されるものとし、それ以降も同様といたします。

14 需給契約のご解約等に関する事項

- お客さまが電気のご使用を廃止される場合には、あらかじめその廃止期日を定めて当社にご連絡していただきますようお願いいたします。
- お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の15日前までにお客さまにお知らせいたします。
 - 一般送配電事業者により電気の供給を停止された場合において、当社が定めた期日までその理由となった事実を解消されない場合
 - お客さまが電気料金の支払期日を20日経過してもなお電気料金をお支払いいただけない場合、またはお客さまが電気料金以外の債務 (延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他電気約款等から生ずる金銭債務をいいます。) をお支払いいただけない場合
 - お客さまが電気約款または託送供給等約款に違反した場合
 - お客さまが反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が認めた場合

15 ご契約の変更またはご解約等に関するご留意事項

- ご契約種別、ご契約電流等を変更される場合は、お申込みをされた日以後、原則として最初の検針日または最初の計量日を需給契約の変更日といたします。
- 一般送配電事業者が供給設備の全部または一部を施設したのち、お客さまのご都合によって需給開始に至らないで需給契約をご変更または解約される場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされたときは、当社は、その実費をお客さまから申し受けます。
- お客さまがご契約電流、ご契約容量またはご契約電力を新たに設定し、もしくは増加された日以降1年に満たないで電気のご使用を廃止しようとし、またはご契約電流、ご契約容量またはご契約電力を減少しようとする場合において、一般送配電事業者から当社に料金または工事費の精算に係る請求がなされたときは、当社は、その実費について、原則として需給契約の変更日または終了日にお客さまから申し受けるものといたします。なお、この場合において、関西Aプランのお客さまについては、契約容量を6kVAであるものとみなします。
- にねん とく²割のお客さまがご契約期間中に需給契約の廃止またはご解約をされた場合、割引のご加入年数にかかわらず、解約手数料1,080円(税込)が発生いたします。ただし、割引適用開始から23ヶ月目および24ヶ月目を除きます。なお、お引越先で継続してENEOSでんきをご使用いただく場合、当該解約金は発生いたしません。

16 セット販売について

代理店 (媒介者) がセット販売を行っている場合、電気の供給は当社が行い、代理店 (媒介者) のサービスは代理店 (媒介者) が行います。セット割引、キャッシュバック等のサービスを代理店 (媒介者) が提供する場合がありますが、これらのサービスは当社ではなく代理店 (媒介者) の責任で行いますので、その内容・手続等については、代理店 (媒介者) にお問合せの上、ご確認ください。なお、当社は、代理店 (媒介者) のサービスの提供を受けているお客さまが当該サービスの提供を

受けることをやめたことを理由として、電気料金の改訂その他の不利益な取り扱いをすることはございません。

17 個人情報の取扱いについて

当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、契約種別、電気料金のお支払状況または電気のご利用状況等の情報の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、当社のホームページ等において掲示いたします。また、当社は、お客さまの個人情報について、電気事業その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用させていただきます。また、当社は、お客さまの個人情報を当社が指定する共同利用者と共同で利用し、または当社が指定する第三者へ提供する場合があります。

18 その他

- 本書は、電気事業法その他の法令にもとづき交付するものです。
- お客さまの現在のご契約がオール電化契約等の場合には、電気の契約切替により電気料金がお得にならない場合があります。詳しくは、ENEOSでんき・都市ガスカスタマーセンターまでお問い合わせください。
- お客さまが故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合、当社は、その賠償に要する金額をお客さまから申し受けします。
- 当社以外の小売電気事業者から当社に電気の契約を切り替えた場合、ポイント等の特典の失効やご解約による精算金等が発生する場合があります。詳しくは、現在の小売電気事業者へお問い合わせください。
- 停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡ください。
- 本書に記載のない事項については、電気約款またはその他関連する当社の契約約款によります。

小売電気事業者名

J X T G エネルギー株式会社

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
代表取締役社長 大田 勝幸
(小売電気事業者登録番号：A0050)

【お問い合わせ先】 ENEOSでんき・都市ガス カスタマーセンター

ENEOSでんきに関するお問い合わせ

☎ 0120-15-8704 (IP 電話などからは 03-6627-1763)

受付時間：午前9時～午後5時（第3日曜日と年末年始を除く）

【ホームページ】 <https://www.no.e.jxtg-group.co.jp/ouchi/>

代理店（電気需給契約の媒介者）

〔代理店さま向け〕

- 会社名、連絡先を記載願います
- 本書をお客さまにご説明のうえお渡し願います

2019年9月1日実施